

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請 Q&A

仙台市（飲食店への時短要請）

R3.5.12現在

| NO | 区分 | 質問 | 回答 |
|----|------|--|---|
| 1 | 対象施設 | 対象となる店舗（業種又は業態）は何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「接待を伴う飲食店」、「酒類を提供する飲食店」いずれも、食品衛生法の営業許可を取得して営業している店舗が時短要請の対象です。 ・「接待を伴う飲食店」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設が対象です。 ・いずれも、従来から20時～翌日5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗が要請対象です。 ・従来から5時～20時の時間の範囲内で営業を行っている店舗は要請対象外です。 |
| 2 | 対象施設 | 「接待を伴う飲食店」、「酒類の提供を行う飲食店」を時短要請の対象とした理由は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の分科会で「飲酒を伴う懇談会等」や「長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒」等の感染リスクが高いことが指摘されていることから、酒類の提供を行う飲食店等に対して時短要請を行うこととしたものです。 |
| 3 | 対象施設 | 主に料理を提供しており、酒類提供はごくわずかであっても時短要請の対象か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供がある場合は要請対象となります。 |
| 4 | 対象施設 | ホテルのレストランは時短要請の対象か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来、20時から5時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば要請対象となります。 |
| 5 | 対象施設 | 百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は対象となるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・テナントとして入居している場合も、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」に該当し、従来から20時～翌日5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗は要請対象となります。 |
| 6 | 対象施設 | ・従来、店舗で缶ビールや瓶ビールを提供していたが時短要請の対象となるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針の変更に伴い、第6期より酒類の店による給仕、店頭での販売、外部からの持ち込みなど、酒類の形態にかかわらず、利用者が店内で飲酒できる形態で営業している場合は要請対象となっております。 |
| 7 | 対象施設 | ・飲食物（酒類を含む）の持ち込み可としているカラオケ店は時短要請の対象となるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が店内で飲酒できる形態で営業している場合は要請対象となります。 ・店舗として、酒類の持ち込みを認めていない場合は要請対象外です。 |
| 8 | 対象施設 | 酒類を提供していないカラオケ店は、時短要請の対象か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外です。 |
| 9 | 対象施設 | ノンアルコールのビールやカクテルは酒類に含まれるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含まれません。 |
| 10 | 対象施設 | テイクアウトや宅配サービスは対象となるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトや宅配サービスは要請対象外です。 |

| NO | 区分 | 質問 | 回答 |
|----|-----|---|--|
| 11 | 時間 | 20時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいうのか。 | ・20時には閉店し、お客様がいない状態です。そのため、20時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。 |
| 12 | 時間 | 20時までに営業を終了しなければいけないのか。それとも、酒類提供だけを止めればよいのか。 | ・酒類の提供だけでなく、営業を終了していただく要請です。 |
| 13 | 時間 | 酒類の提供は19時ラストオーダーでもよいのか。 | ・ラストオーダーではなく、酒類をお客様に提供する時間が19時までです。19時までに提供した酒類を、20時までの間にお客様が飲食しているのは問題ありません。 |
| 14 | 時間 | 「接待を伴う飲食店」が終日酒類を提供しないこととした場合は、20時以降も営業が可能なのか。 | ・「接待を伴う飲食店」は、終日酒類を提供しないこととした場合でも、20時までの営業時間としていただくようお願いします。 |
| 15 | 時間 | 「酒類を提供する飲食店」が要請期間中に終日、酒類を提供しないこととした場合は20時以降も営業を続けられるのか。 | ・従来、酒類を提供していた飲食店が、 要請期間中に終日酒類を提供しないこととした場合は要請対象外 とし、20時以降も営業が可能です。 ・20時以降も営業した場合は 協力金の対象外 です。 |
| 16 | 協力金 | 20時を超えて営業していた要請対象の店舗が、要請期間中に終日、酒類を提供しないこととすれば協力金の対象となるか。 | ・従来、酒類を提供していた飲食店が、要請期間中に終日、酒類を提供しないこととし、営業時間も20時までとした場合は、 協力金の対象 になります。 |
| 17 | 協力金 | 20時を超えて営業していた要請対象の店舗が、20時から5時までの間、テイクアウトや宅配サービスのみで切り替えた場合は協力金の対象となるか。 | ・従来、20時以降も酒類を提供していた店舗が、酒類の提供を19時までとし、20時から業種形態を変えてテイクアウトや宅配サービスのみを行う場合は、 20時までに要請対象の店舗は閉めていることから協力金の対象 になります。 |
| 18 | 協力金 | 従来から20時までの営業時間で酒類の提供も行っているが、酒類の提供を19時までとすれば協力金の対象となるか。 | ・従来から19時以降も酒類を提供していた店舗が19時で酒類の提供をやめれば 対象となる可能性があります 。（協力金の手続きにおいて、従来、19時以降も酒類を提供していたことに係る証拠書類が必要となります。） |
| 19 | 協力金 | 協力金の申請に係る手続きはどうか。 | ・協力金の支給事務は仙台市が行いますので、申請手続きに関することは、仙台市のホームページ等をご覧ください（「仙台市協力金」で検索）。 ・仙台市感染症拡大防止協力金事務局 お問い合わせ専用ダイヤル 022-263-9870（平日9:00～17:00） |
| 20 | その他 | 営業時間短縮の協力要請の根拠は何か。 | ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づいた協力要請です。 |
| 21 | その他 | 要請に従わない場合、罰則等はあるのか。 | ・罰則等はありませんが、感染拡大防止の趣旨から御協力をお願いします。 |